

三次市教育委員会議案第14号

地域学校協働活動推進員の委嘱について

三次市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和3年三次市教育委員会告示第12号）第5条の規定により，次の者を三次市地域学校協働活動推進員に委嘱することについて，議決を求める。

令和5年5月19日提出

三次市教育委員会教育長 迫田 隆範